

黎庶昌の對日外交論策とその周邊

——琉球問題・朝鮮問題をめぐって——

西里喜行

はじめに

一 日清關係の緊張と「球案辦法」の模索

1 黎庶昌赴任前の日清關係と「球案」情報

2 黎庶昌の赴任と「球案辦法」の検討

二 琉球復國・朝鮮永久中立國構想

1 朝鮮併合論と尙氏世襲縣令（進貢繼續）案

2 琉球問題・朝鮮問題の同時解決策

三 琉球放棄・朝鮮保全論と日清同盟構想

1 甲申政變前の日清提攜論と對決論

2 甲申政變後の琉球放棄・朝鮮不干渉論

3 黎庶昌再任後の日清同盟構想

おわりに

はじめに

近代の日中關係史に重要な位置を占める黎庶昌は、駐日清國公使として知られているだけでなく、經世學者・桐城派の

文人としても著名であるが、『清史稿』の編者は黎庶昌の生涯を次のように記録している。

黎庶昌、字は莚齋、貴州遵義の人なり。少くして讀（書）を嗜み、鄭珍に従いて遊び、經世の學を講求す。同治初元、星變わる。詔に應じて書を上りて時政を論じ、利病を條舉して甚だ悉くす。上これを嘉し、廩貢生を以て知縣を授け、曾國藩に交して差序せしむ。國藩素より鄭氏を重んじたれば、庶昌を接り幕に延き入れ、吳江・青浦の諸邑を歴署せしむ。兩も權關を筭し、稅（收）驟に進む。

光緒二年、郭嵩燾英國に出使するや、調せられて參贊に充てらる。比・瑞・葡・奧の諸邦を歴し、書を箸して以て見る所を撮ぎ、西洋雜誌と成す。道員に晉む。七年、命ぜられて日本に出使するの大臣に充てらる。琉球案及び華商の難居の事を議するに値り、その外（務）部の井上馨は持して甚だ堅きも、庶昌翻復辨論して、卒に議する所の如くす。明年、日本將に朝鮮を襲わんとす。庶昌速かに援師を出して先發人を制するの計を爲さんことを電請す。師至るや、日艦（我の）備あるを知りて還り、言を好に歸す。中國の古籍は戎燼を経るの後散佚するもの多く、日（本）の藩族の棄藏するもの富たれば、庶昌はその經史を翼くるに足る者を選び、古逸叢書二十六種を刊す。中法の（條）約を易うるにあたり、七事を條列して進む。尋いで憂に遭いて歸り、服闋して故の官に仍る。

十七年、川東道に徐せらる。（四）川の俗は故くして閭閻たり。既に事に蒞み、學堂を設け、實業を倡え、病院を建て、武を整え商を恤み、百廢具さに舉がる。中東の事起くるや、庶昌曰く、「日本謀を蓄うること久し、朝鮮は猶おその外府のごとし。戦うも固より勝ち難く、讓るもまた悔を啓く」と。迺ち列邦に布告するの議を倡え、以て屬國を維持せんとし、東渡して排難するを愿うも、當事者は納るるなし。戰事殷なるに及び、財拙すれば、庶昌首めに萬金を輸し、職に按じて等差を列ねんことを請うも、また報いられず。二十一年、詔して陞見せしめんとするに、渝（重慶）に駐するの法の領事はその將に去かんとするを聞きて、留めて教案を辨ぜしむ。代わる者多方にこれに困しむ。疾に邁い、遂に官を去る。未だ幾くならずして卒す。川東の民は祠を瀘郡に建ててこれを祀る。⁽¹⁾

黎庶昌六〇年の生涯は、『清史稿』の記録によれば、地方行政官時代、外交官時代、川東兵備道時代の三つの時期に區分される。⁽²⁾ここで注目したいのは黎庶昌が外交官として西洋や日本に駐在していた十餘年の期間、とりわけ、二度にわたって前後六年間駐日公使を擔當した一八八〇年代の外交活動についてである。⁽³⁾駐日公使在任中に黎庶昌が擔當した外交課題は、主に琉球問題と朝鮮問題であるが、この二つの問題をめぐって黎庶昌は内外情勢に對應しながら事あるごとに多くの外交論策を提起した。そのなかには日清兩國政府によって採用され現實化したものもあるが、採用されることなく歴史の底流に埋もれたものも少なくない。ちなみに、『清史稿』は琉球問題についての論策もすべて日本政府に受け入れられたかのように記述しているが、むろん誤りである。いずれにせよ、黎庶昌が提起した外交論策はすべて清國外交の一つの選擇肢であった。従って、採用されなかった外交論策にしても、歴史的現實としての日清關係史とは異なるもう一つの方向（可能性）を示していると考えなければならない。しかし、黎庶昌の對日外交論策の多くが採用されなかったことから、從來、全面的な検討の對象とされることなく看過されてきたように思われる。

むろん、黎庶昌は複雑な内外情勢のなかで、とりわけ日清兩國内の諸政治潮流の動向を見据えながら、自らの對日外交論策を構想し提起したわけで、その意味では黎庶昌の對日外交論策もまた全く個人的な論策にとどまるものではなく、同時期の一定の政治潮流の志向を反映し、あるいはその影響を受け、あるいは對抗する別の政治潮流に觸發され、その規制を受けていると見るべきであらう。とすれば、この時期の諸政治潮流と黎庶昌との關わり方にも注目する必要があるように思われる。かくて、本稿の課題は次のように設定される。

第一に、黎庶昌の對日外交論策は一八八〇年代から九〇年代の初頭にかけての日清關係にどのような影響を及ぼし、且つ現實の日清關係の展開とは異なる方向への展開の可能性をどの程度示していたのか、第二に、黎庶昌の外交論策は日清兩國内の對外政策論争とどのように關連し、どのような位置を占めていたのか、とりわけ日清兩國内の興亞・提攜論とどのように關わっているのか、という二つの視點から、琉球問題・朝鮮問題をめぐる黎庶昌の對日外交論策を検討するこ

と、これである。

一 日清關係の緊張と「球案辦法」の模索

1 黎庶昌赴任前の日清關係と「球案」情報

黎庶昌が出使日本大臣⁽⁴⁾駐日公使に任命されたのは一八八一年四月五日のことであるが、その前後から翌八二年二月に赴任するまでの間、日清關係は琉球問題をめぐって緊張し続ける。清國の總理衙門と明治政府の全權公使⁽⁵⁾安井鶴との間で交渉妥結した分島均霽條約に、清國側が約束に反して調印を回避したからである。八一年三月五日の上諭は、清國へ分割される豫定の二島〔宮古・八重山〕⁽⁶⁾だけでは琉球の社稷を存續させるのに十分でないので再交渉せよと指示していたが、同時に琉球問題さえ妥結すれば商務〔内地通商・最惠國待遇〕は承認するとも聲明していた。⁽⁶⁾

琉球問題をめぐる日清交渉の不調が明らかになるや、清國内部では日本を「征せざるべからず」と主張する陸廷黻や、越南のトンキンが陥落しないうちに「先に日本を討ちて以て琉球を復すべし」と強調する劉長佑らの日本遠征論が聲高に唱えられたもの⁽⁷⁾、李鴻章や劉坤一らは遠征しても「勝算を操り難い」との判断から邊防重視論を展開するにとどまり、繰り返し出された上諭もまた沿岸防衛策の強化を命じていた。⁽⁹⁾

清國の調印回避、安井の歸國という事態を受けて、日本國內でも對清對決論がジャーナリズムの論壇に繰り返し登場した。郵便報知新聞の論説の如きは、「我公使ノ歸朝ハ清廷ノ緩慢自ラ招クノ禍ノミ。公使駐留中ニ相讓ノ條約ヲ批准セザルハ、其好シデ批准セザル者ナリ」と斷じ、今後清國が強いて二三島の割讓を求めたならば「相殺相奪戰時外交ノ要訣ヲ用ヒ」「三尺ノ寶刀ニヨリ大ヒニ處スル所アル可キナリ」と論じた。⁽¹⁰⁾しかし、他方では「亞細亞の振わざるは多くは（日清）兩國の睦まざるに由る。兩國の睦まざるはまた彼此疑いを懷くの致す所に由る」との見地から、兩國の猜疑心を取り

去り、琉球問題で第三國に漁父の利を占められないようにすべしと論ずる日清提携論者も少なくなかったが、その殆どは明治政府の琉球處分を容認する立場に立っていた。⁽¹¹⁾

日清兩國の外交當局は國內世論の動向を背景に、和戰兩様の對應策を想定しつつ、なお外交的解決の方向を模索し續けた。清國側には日本國內の動向（民權運動、財政窮乏、政府内の確執など）を見据えて琉球問題の解決を引き延ばし、日本側が條約改正を提案する機會を待つて同時決着を迫るべしと主張する駐日公使の何如璋や薛福成の建議もあつたが、再交渉を指示する上諭が下りた以上、外交當局としては再交渉の方向を模索しないわけにはいかなかった。かくて、清國駐在のドイツ公使フォン・ブラントを仲介役とした再交渉の試みが開始される。

ブラントは清國政府の意向を受けて、八一年六月二十四日、明治政府の右大臣岩倉具視あてに機密の私信を送り、琉球問題の平和的解決こそ日清兩國にとって「上策」であると勸告しつつ、さらに「中國の心は必ずや地を割き腴を分ちて據りて己の有と爲すを願わず、仍お孤城小邑もて兩國よりその地を定安してこれを球人に歸し、その得る所の界内もて如何に中日と通商交誼するやの各處は、仍お中日より商定せんと欲す」と清國側の意圖している解決案の枠組みを傳えているが、前年妥結した分島均霽條約との關わりについては明らかにせず、單に琉球の全面復舊論ではないことを暗示しているだけである。⁽¹³⁾

ブラント私信は明治政府にかなりの衝撃を與え、その對應策について岩倉と井上毅・井上馨・伊藤博文らの間で二箇月にわたり慎重な協議が繰り返された。⁽¹⁴⁾ この間の事情を『明治天皇紀』は次のように記録している。

「是の書（ブラント私信）我が政府に著するの時、偶々具視病を京都に養ひて在らず、太政大臣・左大臣之れを開臈して廟議を定む、即ち是の事たるや、亞米利加合衆國前大統領ゼネラル・グラントの調停に由り、兩國互に全權委員を選びて既に其の協議を遂げたり、然るに彼調印を肯ぜずして前約に反するものなれば、更に局外者の勸説を入るべきにあらず、又我が國の琉球藩を廢せるは、封建の舊制を除きて内政の統一を圖れるに在り、今右手に藩を廢し左手に國を建て、且之

れと約を定むるが如きことあらば、國家の體面を汙瀆すること甚しと爲し、乃ち其の旨意を以て答案を作り、且太政官書記官井上毅を京都具視の寓居及び參議兼外務卿井上馨が安藝國宮島の旅寓に派遣して、其の意見を徴し、而してブランドに答報す⁽¹⁵⁾と。

明治政府の首腦はブランドを介した清國側の提案を婉曲に拒否したわけであるが、清國駐在の竹添進一郎領事などから傳えられる日清開戦の噂や清國の軍備整頓の情報、及び國內の官有物拂い下げ問題や憲法構想をめぐる政情不安等を考慮して、なお琉球問題の外交的解決を志向せざるを得ず、最後の琉球王尙泰の嫡子(尙典)を清國側へ引き渡すという讓歩案によって、前年の分島均霑條約を承認させる方針を追求した⁽¹⁷⁾。井上外務卿はこの趣旨を來日中の香港總督ヘンネッシーに委嘱して清國政府の意向を探索させたところ、ヘンネッシーは駐清英國公使ウェードと相談し、非公式に日清開の斡旋を試みるに至る⁽¹⁸⁾。八一年十月、ヘンネッシーは總理衙門や李鴻章と琉球問題について會談し清國側の意向を打診したが、總理衙門の恭親王らは分島均霑條約で割讓豫定の二島だけでは琉球を獨立させるのに十分でないとして難色を示したものの、李鴻章は「宮古及八重山二島ヲ獨立國ト爲スコトヲ基本トシテ此ノ難局ヲ終局スルコトノ考ハ最モ良好」であると主張したという⁽¹⁹⁾。同年十月十五日附の書函で井上外務卿へこの情報を傳えたヘンネッシーは、さらに「同氏〔李鴻章〕ハ二島ノ新置建創ニ付、其廣狹ノコトニ付テハ恭親王・董恂等ノ如ク格別要用ナリトセザルモノ、如シ」⁽²⁰⁾。「李氏ハ兩國間ニ平和ヲ鞏固ナラシムルコトハ、雙方ノ裨益ナルコトトシテ、充分醒覺スル處アルモノニシテ云々」とコメントしている。八一年十月の時點で、李鴻章には既に分島均霑條約を受け入れる用意があつたことに注目しておきたい⁽²¹⁾。

ヘンネッシーやウェードが日清開の斡旋に乗り出していた頃、黎庶昌は五年間のヨーロッパ滞在を終えて歸國し、上海で家族と再會した。出使日本國大臣に任命されてから半年後のことである。八一年十月二十五日、北京へ到着して總理衙門及び李鴻章へ西洋事情を報告した黎庶昌は、二日後に歸國挨拶のため光緒帝・西太后へ謁見し、さらに同年十一月十九日には赴任挨拶のために再び西太后に謁見している。この時、西太后は琉球問題に言及し、尖戸の動向を問うとともに、

赴任後は琉球問題を慎重に處理するよう指示したといふ。⁽²²⁾かくて北京滯在中、黎庶昌は早くも日本公使館を訪問し、同年十二月三日竹添進一郎と琉球問題をテーマに次のような會話を交わし、日本側の意向を探っている。

黎云 我政府ニ於テハ決して和ヲ破ルノ意は無之候。但、実戸公使歸國ニ相成たるに付、如何之御主意なるや了解致し兼候よりして、貴國より更ニ何タル御模様可有之と相待居候事ニ候。

予〔竹添〕云 夫レハ意味違ノ尤甚敷ものなり。貴國よりアレ程定約ニ相成たる末、遽かに御違背ニ相成候ニ付ては、和ヲ破ノ御主意なりト斷言セザルヲ得ズ。……

黎云 我政府ニ少々ノ不都合有之所よりして、結了ニ至り兼候へ共、決して和ヲ破ルノ意は無之候。閣下我國ノ情ヲ御熟知之事故、必ス御洞察ニ相成候事ト存候。

又云 彼ノ件ハ實ニ細事なり。只聊ノグアイより纏まらぬ儀ニ候。雙方より少し宛譲り候ニ於テハ、容易ニ結了スベシ。譬は狹小の道ニテ馬車ノ行達たるが如シ。雙方より徒に舌爭スルも無益ナルベシ。仍て舌爭ヲ止メ彼此互ニグアイ能相譲り候へは、妥辦ニ至り可申候。

予云 否ナ、此前兩車狹路ニ行逢ひ、困難ヲ極メ候末、我國よりハ十分ニ相譲り、終に妥協ノ定約ヲ結ひ、兩車平穩ニ輪ヲ進メントするに當り、貴國より更ニ車ヲ引轉ケに相成候處より、此ノ如きニ立至り申し候。左スレハ我國ニ於テ此ノ上譲り様は有之間敷候。

黎云 此等は西洋ニモ例有之事ニテ、之ヲ辨理スル難事ニ非ルベシ。併し細事ト云へハ細事ナレトモ、大事ト云へハ大事なり。拙者就任ノ上は貴國ノ大臣より御話しも可有之、彼此注意して少シ宛相譲り候ハ、容易ニ相譲り可申候。⁽²³⁾

對談において黎庶昌は頻りに琉球問題を互譲によって容易に解決できる「細事」と強調し、日本側の譲歩を期待したのに對して、竹添は譲歩の餘地がないことを言明して終始非妥協的な態度を示したわけであるが、黎庶昌との對談内容を井上外務卿へ報告するに當たつて、竹添は清國側が琉球問題と條約改正問題を切り離し、前者だけを片付けて後者を改正期

限まで引き延ばす積もりではないかと憶測している。⁽²⁴⁾しかし、清國內ではむしろ兩者の連結方針が提唱されていたこと、前述の通りである。

赴任準備のため上海へ戻った黎庶昌は、なお對日外交に必要な情報の収集に餘念がなかった。まず同年十一月十九日、折しも日本から歸國の途中上海へ立ち寄っていた朝鮮官吏の魚允中と會談し、日本の西洋化の評価をめぐって、お互いに一面肯定し一面批判することで共通の政治的立場を確認し合うとともに、日朝間の通商問題や朝鮮と歐米諸國との開國交渉についても意見や情報を交換した。會談のなかで特に注目すべき點は、琉球問題について、魚允中が「琉球の案は何に従ひて以て妥帖するや」と質問すると、黎庶昌は「琉球の案を、中國未だ肯えて遽に結ばざる所以は、正に後患を防ぐ爲のみ」と答えるにとどまり、具體的な解決案に言及しなかったことである。⁽²⁵⁾琉球處分をめぐる魚允中の日本批判には同意しつつも、黎庶昌はすぐ話題を逸してしまい、琉球問題についてこれ以上深く議論することを回避したが、朝鮮側も琉球問題の行方に大きな關心を抱いていることを知り、琉球問題と朝鮮問題の關連を考慮して對處する必要性を意識し始めたものと思われる。

魚允中との會談から一か月後、黎庶昌はまた南京まで出向いて數日間滞在し、同年十二月二十四日劉坤一とも面談した。この時、劉坤一は琉球問題によって日本と戰端を開くべきではないとの見解を諄々と述べたという。⁽²⁶⁾從來、日清提攜・琉球問題の即時決着を主張してきた劉坤一との面談を通じて、黎庶昌は清國內の日清提攜論の潮流において琉球問題がどのように位置づけられているかを知り得たであろう。

2 黎庶昌の赴任と「球案辦法」の検討

赴任準備を済ませた黎庶昌は、八二年一月二十日、家族や隨員とともに上海を出航し、長崎・神戸・横濱經由で同年二月十四日に東京へ到着、前任公使何如璋との間で事務引繼を済ませた後、日本外務省へ赴いて井上外務卿と挨拶を交わし

た。ついで同年二月二十二日、何如璋とともに皇居へ出向き「眞心の和好」を表明した國書を提出し、併せて日清開の「嫌疑を解釋して兩國の交誼を日に隆んならしめんことを願う」旨の挨拶を述べ、暗に琉球問題の解決を希望している。⁽²⁷⁾すでにその前後に、琉球問題をめぐる日清間の直接交渉が清國內で繰り返されていた。

天津領事の竹添が李鴻章を訪ねて琉球問題の論議を開始したのは、北京における赴任前の黎庶昌との會談から十日後、すなわち前年（八一年）十二月十四日のことである。この日の會談において、李鴻章は自ら日清提攜論者であることを表明しつつ、「予モ琉球ヲ本ノ如ク復封セント望ムニハ非ラス、琉球ニ付テハ貴國ヨリ既ニ着手ニ相成タル土地モ有之事ニ付、其等ノ處ハ一切ニ關係セス、只小サクトモ琉球王ヲ置ク丈ケヲ望ム迄ノ事ナリ」と指摘して基本的には分島均霑條約承認の意向を示すとともに、琉球問題と條約改正問題をリンクさせる姿勢をも明示していた。⁽²⁸⁾會談内容の報告を受けた井上外務卿は、尙泰の嫡子尙典（やむをえない場合には尙泰自身）を清國へ轉籍させるといふ讓歩案によって分島均霑條約を承認させることができるかどうか、さらに李鴻章との交渉を繼續するよう指示したことから、竹添は再び李鴻章を保定府に訪ね、八二年二月十七日第二回の李鴻章・竹添會談が實現する。ここで竹添から提起された井上外務卿の讓歩案に對し、李鴻章は琉球全土を尙泰に返還して日清兩國が共同保護するという對案を示し、この案ならば「十ノ七八分」の可能性、竹添案ならば「三分位」の可能性しかないことを示唆している。⁽³¹⁾もともと、總理衙門に對しては「中南島を以て尙姓に全還せんと欲すれば、終に辨じ到らざるを恐る」とコメントして、代案を用意する必要があることを示唆していることから、李鴻章は琉球の全面復舊を無理だと判斷し、前年十月のヘンネッシーとの會談で示したように、分島均霑條約をそのまま受け入れるか、若干の手直し程度で決着したいと考えていたものと思われる。⁽³³⁾ところが、總理衙門は全面返還論を堅持すべしと指示したので、李鴻章は竹添井上案を受け入れる方向へ踏み出せないまま躊躇逡巡し續けた。

同じ頃、赴任したばかりの黎庶昌も琉球問題に關する情報の収集と分析に乗り出し、具體的な解決案を構想し始めている。黎庶昌が李鴻章へ提示した最初の解決案の内容は「南島〔宮古・八重山〕を割きて以て琉王を封じ、並びに附益するに

首里城を以てし、其の故宮に歸るを得て其の宗社を祀らしめ、この外の日本の已に併踞する所は一に日人の政を爲すに任せ、但^た須らく約束して日後再び一步を占めるを得ずと堅く明らかにすべし⁽³⁴⁾」というもので、要するに、清國側へ割讓豫定の南島に首里城を加えて琉球に返還し、王國を復活させるが、それ以外の占據地は日本に歸屬させるという解決案である。黎庶昌のこの首里城追加案は琉球人に分島均霑條約を受け入れさせるための苦肉の策であつた⁽³⁵⁾が、日本側に受け入れられる可能性は殆どなかつた。案の定、八二年三月三十日の第三回會談において、李鴻章が黎庶昌案を第三者の調停案であるかの如く裝つて提起したところ、竹添は一笑に付して取り合なかつた。李鴻章もまた黎庶昌案は狀況を斟酌すれば實行し難いと判斷して固執せず、なお交渉の餘地をとどめ、總理衙門あての書函において、「黎庶昌は一度辦法を決定したら變更しないようにと謂うけれども、雙方が固執すればまとまらない。竹添との會談からすると、もしわが方の主意が黎庶昌案のようなものならば、日本は決して正式交渉のために人を派遣しないだろう」との感觸を傳へ、暗に黎庶昌案に代わる解決案を總理衙門の方で検討するよう要請している⁽³⁶⁾。この時點で、李鴻章は竹添井上案を受け入れる方向へ傾斜していたといえるであらう。

かくて、黎庶昌の最初の解決案は葬り去られることとなつたが、在京の黎庶昌とその周邊においては、なお對日外交の焦點となつた琉球・朝鮮問題について精力的な検討が續行されつゝあつた。なかでも注目すべきは、黎庶昌の隨員の一人で參贊官の姚文棟が提出した「黎星使に上るの書」⁽³⁷⁾である。そのなかで、姚文棟はまず「琉球の一案」については「日本に中南兩島を全還するを欲すれば、必ずや玉帛の能く了する所には非ず、勢い須らく一戦に出づべし。近來、京師の清議及び天下の世論は大抵此の案を注重し、用兵を主とするの議多く、此の如くせざれば國體尊からずと以爲^{おも}うも、事に當たるの巨公は内に時艱を念^{おも}ひて又外に物望を顧み、所以^{ゆゑ}に躊躇して決する能わざるなり。文棟、竊に中國の全局を統籌すれば、寧ろ琉球を規復するの兵力を以て、移して朝鮮を保護するの用と爲すべし。琉球の亡ぶは一足指を傷つくるのみ。今歲暇あらざれば來歲これを治するもまた遅しと爲さず」と論じ、琉球の全面返還を實現するには外交交渉では不可能で、

日清開戦を覺悟しなければならぬこと、外交當局にはその覺悟がない以上、琉球問題を後回しにしてむしろ朝鮮の保全に全力を傾注すべきことを強調した上で、さらに朝鮮保全のための三策を次のように提起する。上策は「英の阿富汗を待つが如くし、その自主の權を廢し、一切を吾の措置に聽す」こと、中策は「英・法の土耳其を扶くるが如くし、これが爲に兵を遣し、要地を扼守する」こと、下策は「萬國公會に入りて埠を開かしめ、太西と通商せしむる」こと、これである。下策についてはまた「朝鮮は歐州と隔遠たれば、俄もし取らんと欲すれば、英美の力は未だ必ずしも争う能わざるも、且さに既に公會に入りたれば、即ちその自立の意あるを慮るべし。故に此れ下策と爲すも、然れども亡國よりは愈るなり」と注釋している。上策の完全植民地化論にせよ、中策の派兵駐屯論にせよ、下策の開國通商論にせよ、從來の冊封體制下の宗屬關係を歐米流の萬國公法の原理によつて改變することを意味するが、そのための前提として、姚文棟は清國自體の兵力・財力の充足が必要であることを強調し、さらに全局的見地から「必ず北洋の兵力足りて而る後に、以て俄日兩國を控禦し、朝鮮・琉球を保全すべし。必ず南洋の兵力足りて而る後に、もつて英法諸國を控禦し、暹羅・安南を保全すべし」と指摘して、北洋・南洋の海軍力の強化を建議するのである。

琉球問題が日清外交の當面の課題として論議されていた時期に、「今の議する者は、但琉球を争うを知りて朝鮮に及ばず、琉球は已然にして知り易く、朝鮮は未然にして見るに難きに因るに過ぎず」と喝破し、「朝鮮の時勢は琉球よりも急なり」と極言してやまない姚文棟の建議は、黎庶昌の對日外交論策にも少なからず影響を及ぼすこととなる。

二 琉球復國・朝鮮永久中立國構想

1 朝鮮併合論と尙氏世襲縣令（進貢繼續）案

姚文棟が黎庶昌へ獻策した朝鮮三策の内、下策の開國通商論はすでに李鴻章によつて實行に移されつつあった。八二年

五月二十二日李鴻章の斡旋で米朝通商和親條約を締結した朝鮮は、續いて英（同年六月六日）・獨（同年六月三十日）とも條約を締結し、歐米列強へ門戸を開くに至る。⁽³⁸⁾ 新たな朝鮮策を展開し始めた李鴻章の意圖は、朝鮮に歐米列強を引き入れることによって日露の朝鮮併合を阻止し、同時に朝鮮が清國の「屬國」であることを列強に確認させることなどにあつたもの、朝鮮側には歐米への開國によって琉球の前轍を回避し得るかどうかに疑問を抱く向きもあつた。そこで八二年六月三日、天津海關道の周馥は朝鮮官吏の魚允中と會談した際に、戦争状態にない今の内に歐米列強と條約を締結する方が安全保障に有利で、しかも「安南獨り法と約し、琉球獨り美と約するに較ぶれば、その情形大いに相い俚しからず」と強調し、清國の主導のもとで歐米列強と條約を締結すれば琉球や安南の轍を踏まずに済むかのように説得している。⁽⁴⁰⁾

米朝條約が清國の主導のもとで締結されたことは、日本政府當局にも琉球問題との關連で大きな懸念を引き起こした。右大臣の岩倉は同年七月八日付の參議伊藤あて書函において「朝鮮が日本とは獨立國として締約し、米國等とは清國の屬國として締約したのでは随分面倒なことになる。また、李鴻章は琉球問題で日本に對して深く遺恨を抱き、外國との親密に勉め、朝鮮の條約締結の例を持ち出して琉球問題を押し切る積もりではないのか」と懸念を表明している。⁽⁴¹⁾ しかし、事態は周馥や岩倉の豫測を越えて展開した。

歐米列強との條約締結後まもなく、同年七月二十三日、朝鮮の京城（ソウル）で貧窮兵士や下層住民の自然發生的暴動（壬午事變）⁽⁴²⁾ が突發した。同年七月三十一日、日本側から事變の情報を得た黎庶昌は、即日天津總督の張樹聲へ「高麗の亂黨、突に日本使館を圍み、一人を打死し數人を傷つく。日使の花房等は逃れて仁川に至る云々」と打電し、續いて翌日には「日本の兵船、即ちに高麗へ赴く、中國は宜しく兵船を派し、前往して變を觀るべし」と要請した。⁽⁴³⁾ その後二週間にわたって、黎庶昌は入手した朝鮮國內の情報や日本側の動向を連日のように逐一打電し續け、頻りに迅速な派兵を要請したものの、日本側に開戦の意圖がないことを確かめると「中國また應さに派兵して鎮壓し、高麗を責めて兇徒を懲辦し、以て日本に謝すべし」と提案している。⁽⁴⁴⁾

黎庶昌からの情報と要請に接した張樹聲は、薛福成からも「もし倭兵が先に朝鮮に到着すれば、彼は朝鮮王を虜にして、その首都に居座り、琉球の故事を繰り返すことになる」⁽⁴⁵⁾ので、速かに派兵すべしと説得されて即時派兵に踏み切った。清國軍を率いて朝鮮へ到着した馬建忠や吳長慶らは大院君を拉致して情勢を平靜に戻し、日朝間の交渉を促進した結果、同年八月三十日、謝罪使派遣・被害者補償などを取り決めた日朝間の濟物浦條約が調印され、日清間の衝突も回避されるに至る。⁽⁴⁶⁾

この間、東京では黎庶昌が外務卿代理の吉田清成と交渉を重ねた。同年八月四日、黎庶昌は總理衙門の訓令に基づいて「高麗に現に此等の暴舉あれば、擬して馬道臺建忠を派し、兵船二三號に乘坐して前往せしめ、貴國の爲に此の事を調停せんとす云々」との書函を吉田へ提出したところ、折り返し同年八月六日、吉田は清國の「友誼」に感謝しつつも、本件については自ら處理するので貴國政府の配慮には及ばない旨の返書を送り、暗に清國側の干渉を排除する姿勢を見せた。⁽⁴⁷⁾清國側の朝鮮出兵の意圖を明示するため、黎庶昌はさらに同年八月九日「朝鮮を保全し日本を護衛する」ための出兵である旨の書函を提出したところ、吉田はまた「我が國は朝鮮と約を立て、待つに自主を以てすれば、仍お須らく約に據りて照辦すべし」と主張し、自ら公使館の護衛に當たるので派兵の必要はないことを言外に示したことから、黎庶昌は翌日再度反駁の書函を送り「朝鮮の我が屬邦たるは衆の共に曉る所」であること、今回の朝鮮出兵は「屬邦の爲に亂を正す」行動で「自ら己の事を辦ずる」に過ぎないことを繰り返し強調している。⁽⁴⁸⁾

往復書函による朝鮮屬國論争を通じて、日本側の意圖に疑いを抱いた黎庶昌は、濟物浦條約が締結されて壬午事變が決着した日の翌日（同年八月三十一日）、總理衙門へ書函を送り、「日本は事に中國と難を爲し、顯らかに凌轢の意を存し、諸を聲色に見わす。決して曲意周旋し開誠布公して聯絡すべき所には非ず。恐らく將來馴れざれば和を失い打仗して止まざるに至らん。此の次の朝鮮の役は國權を主持するの一節に於て、その很を厭わざるに似たり」と指摘して對日不信任感を表明しつつ、さらに次のような朝鮮策を提言している。——「想うに、廟堂には自ずから權衡あり。若し英人の印度を處

するの例に倣い、直ちにその王を廢してこれを郡縣とする能わば、以後事に應手すべし。特、我が朝の仁厚もて未だ必ずしも肯えて此の如く措置せざるのみ。然れども今日の事勢を論ずれば、此を以て宜しきと爲すべし」と。⁽⁴⁹⁾ここで黎庶昌が提起した朝鮮直轄併合論は、従来の宗屬關係の改變を意圖したもので、壬午事變前に姚文棟が建議した朝鮮三策の内の「上策」と共通することに注目すべきであろう。黎庶昌・姚文棟らの朝鮮併合論の動機が、日本の朝鮮併合の可能性を危惧する對日不信任感、對日警戒心にあったことは言うまでもない。壬午事變後の對日外交論策において、黎庶昌が屢々強硬外交論を主張したのも對日不信任に動機づけられていたといえよう。

しかし、黎庶昌は一方で對日不信任感を動機として朝鮮併合論を提唱しながらも、他方では日本國內の漢學者を中心とする日清提攜論者との接觸・交流を通じて兩國の文化的親近性を自覺するにともない、日清間の懸案を解決して提攜し得る可能性をも追求し始める。八二年九月六日附の總理衙門あての書函において、黎庶昌は赴任後の半年餘の對日外交の状況を詳細に報告しているが、琉球問題については壬午事變直後に琉球官吏の馬兼才が會見を求め、琉球問題と朝鮮問題の同時解決を要請する請願書を提出したので適當に慰撫しておいたこと、朝鮮問題については壬午事變が起こるや日本國內の議論紛紜として清國に八つ當りの勢いであつたものの、清國軍の迅速な派兵に驚いて自肅したこと、日本は朝鮮が清國の屬國であることを認めていないけれども、擾亂のさなかに榎本武揚を駐清公使として北京へ派遣するのは清國を安心させ慰撫するためであること、榎本は海軍中將で外交にも通達し、東京では興亞會を創立したが、その意圖は「東方の國を聯絡して亞細亞を興すを以て名と爲すに在り」、何如璋と黎庶昌はともに入會したことなどに言及しつつ、さらに赴任後の半年餘の間「外交の場では卑下することなく毅然と對應したところ、日本側の接待にも失禮な點はないが、言葉遣いや振舞いに清國を輕視し西洋を重視する意圖が見られるので内心不快を覺える」ことを附け加えている。⁽⁵¹⁾

日清提攜・アジア振興を大義名分として組織された興亞會へ入會し、日本國內の日清提攜論者との交流を通じて對清外交の情報を入手し得たことにより、黎庶昌の對日不信任はかなり薄められたのであろう。同年九月二十八日附の總理衙門

あての書函によれば、「日本人は當初清國の朝鮮への派兵を聞いて、舊來の琉球問題をめぐる猜疑心を増幅させ、必ずや清國が日朝間に入つて困難を引き起こすだろうと憂慮していたところ、清國兵の到着後は彼此互いに禮節を以て應對し、朝鮮に對しても甚だしく要求するわけでもなく、清國が和平を主として知っていることを知つて、清國に對する疑念も漸く解消されたものようである」という。⁽⁵³⁾壬午事變を契機に、琉球問題をめぐる相互の不信感も解消へ向いつつあるかの如き認識を示すに至っていることに注目すべきであらう。

かくて、黎庶昌は懸案の琉球問題解決に再び取り掛かることとなる。八二年十月の中旬、參議兼大藏卿の松方正義が清國公使館を訪問した機會を捉えて、黎庶昌は松方がある場所へ誘い出して懇談したが、その際松方は「亞細亞は宜しく振興和睦すべし」という趣旨のアジア連合論を唱え、琉球の事にも言及したので、黎庶昌も「球案結ばざれば中日兩國の交情は終に待むべからず」と返答したという。⁽⁵⁴⁾それから一週間ほど後の同年十月二十五日、黎庶昌と松方は再び琉球問題をめぐつて懇談したが、その時黎庶昌はまず「中南兩島を琉球人に返還して日清兩屬を准し、日清兩國が條約を締結して保護する」という同年二月の李鴻章・竹添會談における清國側提案を蒸し返し、次いで「中島を琉球に返還し南島を日本に歸屬させる」という中島・南島交換案を持ち出したところ、松方は井上外務卿と協議することを約束しただけで、懇談のなかでは具體的な解決案は浮上しなかった。⁽⁵⁵⁾

しかし、黎庶昌と松方はその後も再三接觸を續け、八三年二月に至つて琉球分割案に代わる「一善了の辦法」を取りまとめる。黎庶昌は同年二月二日附の李鴻章あての電報において「松方と球案に關する一辦法を議す。琉球を獨立國と認めて尙氏の朝貢するに任せ、中國より冊封し終るの後、日本は琉球に縣を置きて尙氏を縣令に任じ、世襲せしめんとす。當ありや否や」と報告して承認を求めるとともに、「松方が昨日來訪して報ずる所によると、辦法の通り實行できる可能性があるけれども、琉球の專屬を聲明したいとのことである」との情報を追加し、さらに「封貢を復することさえできれば、その他は概ね推して日本に與えてもよいと思う」とコメントしている。⁽⁵⁶⁾黎庶昌の電報を受け取るや、李鴻章は翌日そ

れを總理衙門へ轉送するとともに、提示された「辨法」については「まずまずの案である」と肯定的に評價しつつ、「ただ琉球王を縣令と改めるのは名實合致しないけれども、この點はそれほど重要ではない。專屬を聲明したいという意圖が日本への專屬を意味するのならば、將來問題が起るだろう。いずれにしても琉球全土を取り戻すことは時勢上とてもできない。とすれば結局これで結了すべきかどうか黎庶昌に指示してもらいたい」とコメントし、暗に黎庶昌案で決着すべしと示唆して、最終的な決斷を總理衙門へ委ねた。⁽⁵⁷⁾ところが、總理衙門は黎庶昌案に難色を示し、「此の似き辨法は暫く緩らすに如かず」と回答した⁽⁵⁸⁾ことから、またしても黎庶昌案は水泡に歸することとなる。

2 琉球問題・朝鮮問題の同時解決策

黎庶昌と松方が尙氏世襲縣令案（冊封進貢繼續案）を纏めつつあったのと併行して、或はその前後に、明治政府の内部でも琉球問題と朝鮮問題をめぐる獨自の解決案が論議されていた。壬午事變後、對清關係をめぐって明治政府の内部に協調論と對決論が對抗したことは周知の通りであるが、⁽⁵⁹⁾黎庶昌の對日外交論策との關連で注目すべき議論は井上毅の朝鮮・琉球論であろう。

壬午事變直後の八二年八月十二日、井上毅は吉田外務卿代理へ「朝鮮の事は琉球とは異なる。朝鮮は公法上の半獨立國で、屬邦非屬邦の論を持ち出すのは得策でない。條約によって照辦するの主義をとるべし」との趣旨を申し入れ、清國との屬國論争を回避する方針を示し、濟物浦條約締結の翌日にも、清國側の屬邦論を默許した形跡があるのは遺憾として「彼の處分を默許せざるの意思を示しておく必要がある」と警告し、あくまでも屬國否認の立場を貫いている。⁽⁶⁰⁾しかし、井上毅は對清對決論に與したのではなく、他方でロシアの朝鮮侵略は日本にとって最大の脅威であるとの視點から、八二年九月十七日附の伊藤博文あての書函において日清米あるいは日清米英獨による朝鮮の共同保護・永久中立案を考慮すべしと提議し、さらに同年九月二十三日附の山縣有朋あての書函でも「清國の朝鮮干涉の深淺は計り難いが、いずれ將來わ

が國は清國の意表に出るような遠大の長策を必要とする。先に提出したベルギー・スイスのような永久中立國、共同保護案は上策かと思われる」と勸告し、重ねて朝鮮の永久中立國案、共同保護案の検討を促している。⁽⁶¹⁾

同じ頃、清國の内部では壬午事變の迅速な軍事的鎮壓に乗じて、懸案の琉球問題解決のために東征すべしとの日本遠征論が勢いを増し、その是非をめぐる論争が展開されつつあった。⁽⁶²⁾日清開の最大の争點として琉球問題が再び前面に押し出される情勢となつたのである。黎庶昌は「球案解決のため遽に日本と兵を構えるべからず、軍備を整え専ら球案を論じて日本の非を詰る手段とすべし」との李鴻章の見解を支持して東征論を批判し、⁽⁶³⁾松方との間で琉球問題の解決案を検討したわけであるが、他方で、日本の海軍擴張の状況を逐一總理衙門へ報告し、八三年一月二十八日・二十九日の李鴻章との往復電報では、日本が海軍擴張を急いでいるのは琉球問題をめぐる日清開戦に備えるためであると注意を喚起している。⁽⁶⁴⁾黎庶昌の尙氏世襲縣令案が水泡に歸した後も、東征論の高揚するなかで、李鴻章はなお米國書記官ホルコムに琉球を獨立させ日清共同保護國とする案を提起し、米國の仲裁を希望していたが、「日清の和局敗れんとするの情報」が世界各地から日本へも傳えられ、⁽⁶⁵⁾琉球問題の外交的解決は困難視されていた。ところが、越南をめぐる清佛紛争も八二年の後半以降次第に激化しはじめ、清國側はフランスに越南の共同保護案を提案し、八三年一月の時點で李鴻章・ブルーレー覺書を妥結したものの、政變後のフランス新政府によって否認される。⁽⁶⁶⁾

このような東アジアの國際情勢を踏まえて、井上毅は再び琉球・朝鮮問題について解決案を構想し、八三年五月十二日附の書函で「清國がフランスに越南の共同保護案を提案したこの機會に乗じて、日清米による朝鮮の共同保護案を提起すれば、清國も受け入れるはずで、これで朝鮮における劣勢を挽回、日清開の疑念も氷解する」旨山縣へ傳えている。⁽⁶⁷⁾再度の朝鮮共同保護案の提起から一箇月後、井上毅は琉球問題についても新たな解決方法を提起した。すなわち、渡歐中の伊藤博文の歸國序に天津か上海に立ち寄って李鴻章と面談させ、東洋全局の保全・日清の交誼親密の針路を確定させることとし、面談の際に李鴻章が琉球問題に論及した場合は、伊藤の方から「故の琉球王尙泰を沖繩島司とする、ただし將來琉

球のことについて清國側は一切不問に付す」という妥協案を提示し、序に「朝鮮を中立國とし日清米三國で共同保護する一策」も打診するという構想であつた。⁽⁶⁸⁾ 琉球問題の解決なくして日清の親交なしと主張する清國側の面目を立てるために尙泰の復封まで譲歩するわけにはいかなないので、沖繩島司案で妥協させる序に朝鮮共同保護案も實現するという同時解決の構想を、井上毅は山縣參議や川村海軍卿へ頻りに提唱したわけであるが、その際「もし李鴻章が琉球復封に固執し協議不調となるならば、清國に戦意ありと認定し、將來の針路を戦備に一決する」という附帶條件が強調されたことにも注目すべきであろう。伊藤が李鴻章と面談することなく歸國したことから、井上毅の構想は試される機會を失つたが、たとえ面談の機會があつたとしても、受け入れられる可能性は限られていたと思われる。清國側の總理衙門は既に黎庶昌の提起した尙氏世襲縣令案（冊封進貢繼續案）にさえ難色を示していたからである。

とはいえ、井上毅の朝鮮共同保護論はなお對清外交の選擇肢の一つとして追求された。八三年八月十六日、明治政府の意を受けた田邊太一が東京の清國公使館を訪れたのもその一環であつた。この時、黎庶昌は田邊との間で次のような議論を展開している。⁽⁷⁰⁾

田邊 安南とフランスが條約を締結したのは數十年前なのに、清國は聞いて聞かぬふりをしてきた。いま、城陷落し王降伏するに至つて口舌でこれを争つても、恐らくどうすることもできないだろう。清國のために惜しむところである。更に憂慮すべきは朝鮮のことである。朝鮮は自主の國で、各國と條約を締結している。これを貴國とわが國の保護に歸し、歐洲におけるスイス・ベルギーのように永久中立國とすれば、永久に禍根を絶つことができる。

黎 朝鮮と安南はともに中國の屬邦で、保護するに輕重はないが、朝鮮は北京・天津と遠くないので、もし朝鮮に事件が起これば我が國は全力を擧げて争い、安南のように緩慢に對處することはないだろう。閣下の議論は一つの見解といふべきであるが、中國は全く無力であるわけではなく、屬邦を度外に置いて問わないということはない。

田邊 私は貴國が安南を争う力がないとは謂わない。朝鮮をして嚴然として自主の國たらしめ、世界各國と條約を締結

させれば、前を顧み後を慮かるを免れない。暫く貴國の屬土たらしむれば、ロシアと貴國の紛争に巻き込まれる恐れがある。現在、朝鮮は米國と通好し、自主の國となつたので、これを導いて日清兩國の保護の國となせば（保護の國は必ずしも朝貢することを防げない）、ロシアは垂涎しても手を出すことはできないだろう。

黎 閣下のいわゆる兩國保護の一件は、國際法の認めるところであるが、もしロシアが朝鮮を吞噬する野心を持っているのなら、一國の保護でも少ないとはいえず、兩國の保護でもまた必ずしも多いとはいえない。わが兩國は現在琉球問題のために齟齬をきたしているのに、どうして朝鮮の共同保護の説など爲し得ようか。もし貴國が琉球を返還し得るならば、或は協議できるかも知れない。

田邊 閣下は現在琉球問題が未解決だと言われるけれども、兩者は自ずから異なり、關係ないと思う。閣下が日清兩國の保護で不満ならば、米國を加えてもよいだろう。

黎 閣下は東方の大局という見地から論じておられるけれども、わが兩國の同心協力を欲するのであれば、まず琉球問題を解決することなしにはいかなる論説も實行し難い。

越南問題をめぐる清佛緊張の激化という國際情勢を利用して、田邊は頻りに日清による朝鮮の共同保護論を吹き込んだわけであるが、黎庶昌は琉球復國が先決問題だと主張し、一見朝鮮の共同保護論には消極的に對應しているかのように見える。しかし、黎庶昌もまた既に朝鮮の共同保護論を構想しつつあった。黎庶昌・田邊會談の概要を報告した總理衙門あての八三年十月四日附の書函において、黎庶昌は次のように提案している。――「田邊は中日兩國あるいは中日米三國による朝鮮の共同保護論を提起したが、私も以前からこの構想を抱いているものの、清佛紛争が決着していないので私の方から提起することはしなかった。日本の朝鮮經營は長い歳月を経ている。初めは頗る獨斷的で中國の宗主權を奪おうと試みたが、最近はこの願望を遂げることが困難であることを知り、米朝條約以後はさらに後退したようである。情勢を見極めて琉球問題を轉圖させようとしているのかも知れない。朝鮮が次々に歐米各國と條約を結び歐米人が朝鮮へ入り込め

ば、中國の管轄權は殆ど無に等しくなる。中國が代わって治めることで、多くの困難を抱え込むよりは、一計を案じて朝鮮を中立化したらどうか。日本が琉球返還を約束するならば、朝鮮の共同保護論に同意すべきであろう⁽⁷¹⁾。と。一年前の朝鮮併合⁽⁷²⁾直轄論を放棄して日清の共同保護論を構想するに至っていた黎庶昌は、内心では田邊の提案を歓迎し、早速琉球復國を條件として積極的に受け入れるよう總理衙門へ提案したのである。

三 琉球放棄・朝鮮保全論と日清同盟構想

1 甲申政變前の日清提攜論と對決論

黎庶昌が琉球復國・朝鮮共同保護論を提起した背景には、八三年後半以降、越南をめぐる清佛紛争が益々激化の兆しを見せはじめ、日佛同盟の可能性が取り沙汰されるという事情があった。李鴻章は八三年六月二十四日附の黎庶昌あての電報で、フランス駐在の曾紀澤や清國駐在の米公使ヤングらの情報によるに「日本はフランスを助けて華を攻むるの意ありと稱す、確かなりや否や⁽⁷²⁾」と問い合わせ、日佛の動向に神経を尖らせていた。また清國內には對日警戒論が擡頭し、翰林院編修の黃國瑾の如きは日本がフランスと結託して臺灣を攻撃する可能性を強調しつつ、防衛措置を講ずるよう要請していた⁽⁷³⁾。

黎庶昌は李鴻章の確認電報に對しては「日本國內の近況頗る安靜、フランスを助ける意圖あるやには見えず、曾紀澤・ヤングの説は未だ確かならざるに似たり⁽⁷⁴⁾」と返電し、次いで八三年八月九日附の總理衙門あての書函において、フランスとの「力争」を主張しつつも、岩倉具視が死去の直前まで琉球問題に關心を示し「球案結ばざるも鄰交を固くすべし」と遺言したことを伝え、日本國內の「日清提攜論者」の言動に注目している。しかし、この間フランスが頻りに日佛同盟の形成を日本へ打診してきたことから、明治政府は日佛同盟のメリット・デメリットを慎重に考慮しつつ、フランスに對し

ては「不容不拒ノ閑ニ於テ彼ノ望ヲ維持」する態度を採り、清國に對しては「日本と中國は交誼素より敦ければ、斷じて法國とともに中國を合謀するの理なし」と強調し、⁽⁷⁷⁾表向き日清友好の立場を表明した。もともと、日本は兵員輸送用の兵船三艘をフランスへ賣却したとか、日本の兵士が勞務者に變装してフランスに雇われているとか、清佛兩軍のソントイ會戦では日本兵がフランスを助け日本兵の負傷者も少なくないなどの「外聞の傳言」を無視するわけにはいかず、黎庶昌は八三年十二月二十四日附の日本外務省への照會において、「凡そ此れ無根の言にして本大臣に在りては原より相い信ぜざるも、然れども紛紛藉藉として傳播日に廣まる」と指摘し、日本側へ眞偽のほどを問ひ合はせたとこ、伊藤外務卿代理は「全く無稽の謬傳にして、乃ち我が政府の未だ曾て豫想せざる所の者に係れば、必ずしも尊慮を煩わさざるべし」と回答している。⁽⁷⁸⁾

その間にも清佛戰爭は激化の一途をたどり、八四年三月のバクニン會戦における清國軍敗北の報が傳わるや、同年四月八日、北京において政變が起こり、恭親王らの對外協調派が失脚する。⁽⁷⁹⁾その前後、清國內では主戰派の對佛・對日決戰論が勢いを増し、外交當局への批判も一段と高まり、彭玉麟の如きは清越國境の尊重、清國軍の國境への撤退などを取り決めた同年五月十一日の李鴻章・フルニエ協定を公然と批判した外、劉銘傳などは「和を言う者は當に伊犁和して兵費賠償し、天津和して義民戮を受け、臺灣和して琉球坐失し、越南和して藩服存するなきを思ふべし」と強調していた。⁽⁸⁰⁾主戰論は對外強硬論が急速に勢いを増した北京政變の直後に、黎庶昌は李鴻章・フルニエ協定を支持しつつ「最近、佛越の事件は落着し、外禍は漸く紓んでいる。琉球問題だけは懸案となつてまだ結着していないとはいへ、將來どのような解決策を検討するにせよ、再び兵端を煩わすに足らない。然らば今日宜しく加意講求すべき者は、専ら内政を整飭するに在る」と主張し、⁽⁸¹⁾中外の協力體制の維持と國內改革の必要性を訴え、暗に主戰論は對外強硬論を批判した。

ところが、李鴻章・フルニエ協定の破綻を経て、清佛戰爭は振り出しに戻り、八四年八月二十三日の馬尾戰役で福州艦隊が壊滅した後、日佛提携の可能性も一段と強まるに至る。清國海軍の弱體を暴露した馬尾敗戦の報を受けて、日本國內

でもフランスへ荷擔する論調が強まるなかで、黎庶昌は同年八月三十日井上外務卿へ照會を送り、清佛開戦を通報するとともに「貴國、公法に按照し、局外中立して各地方に明飭し、法人に軍火・煤斤一切の物件を接濟するを禁止」されたと要請した。⁽⁸³⁾要請通り明治政府は表面上局外中立を維持したものの、日佛同盟の可能性をもちろつかせつつ、この機會に琉球問題を結着すべく、外交努力を傾注する。同年八月二十六日・二十七日の榎本・李鴻章會談もその一環であった。馬尾敗戦の報に狼狽した李鴻章は清國朝廷に全局を透觀する人のいないのを嘆き、別に手段はないものかと實情を吐露して榎本へ相談を持ちかけたので、榎本が過日總理衙門へ日清提攜について私見を申し入れた顛末を語ったところ、李鴻章は殆ど感泣の態であったという。また榎本が井上外務卿の指示に従って、歐州各國のアジア侵略の現状について論じたところ、李鴻章は「實にその通り。歴史上から言っても、貴國と我が國とは相い結んで外侮を防がざるべからず、また琉球の故を以て互いに相い忌みしが如きは度外に措き、問わずして可なる一小事たるに過ぎず云々」と應じた旨、榎本は井上外務卿へ報告し、李鴻章の言葉を「眞に心胸を吐露したもの」と認めている。⁽⁸⁴⁾もともと、清國側が榎本や井上の日清提攜・アジア連合論をどれほど眞面目に考慮したかはなお速断できず、この間にも黎庶昌は李鴻章あてに「日本軍艦は長崎に駐泊し、勢いに乘じて琉球問題に決着をつけようとしている。總署に報告されんことを乞う」と打電したところ、李鴻章も八四年九月十日附の電報で黎庶昌電を總署〔總理衙門〕へ轉送した際、「西洋の電報及び上海の新聞も皆この情報を与えている」と追記して對日警戒心を喚起していることに注目すべきであろう。⁽⁸⁵⁾

清佛戦争の激化を背景に明治政府の内外で外交方略の再検討が唱えられつつあったこの時期に、明治政府は清國に對して硬軟兩様の姿勢を示し、一方で琉球問題の軍事的解決を示唆するとともに、他方では第三國の外交官などをも利用して清國側へ平和的解決を働きかけ續ける。八四年十月のヨング・榎本會談において、榎本が「清國政府のために計れば今回新公使の赴任前に琉球放棄・日清新同盟條約締結の訓狀を與えることを上策とする」と發言したところ、ヨングは「ごもつともである。私自ら總署に向かつて勸告しよう」と請け合つたという。⁽⁸⁷⁾清國側にも李鴻章のように琉球問題を「小事」

として日清提携を志向する勢力は存在したが、琉球放棄を前提とした日清同盟論を受け入れることは冊封理念の放棄を意味し、直ちに朝鮮問題や越南問題へも運動せざるを得なかったから、日本側の「勸告」を受け入れるにはなお朝鮮・越南情勢の變化を待つ必要があった。

2 甲申政變後の琉球放棄・朝鮮不干渉論

情勢の變化はまもなく朝鮮で引き起こされる。フランス軍の臺灣封鎖から一か月ほど後の八四年十二月四日、朝鮮の漢城（ソウル）で竹添公使と日本軍を巻き込んだ獨立黨（親日派）のクーデターが起こり、三日後の十二月六日、清國軍の王宮進撃と日本軍の退却、首謀者金玉均らの日本亡命によって、クーデターは三日天下に終った。いわゆる甲申政變である。周知のように、井上外務卿は二千名の日本兵を率いて漢城へ乗り込み、清國側を差し置いて直接朝鮮側と談判し、八年一月九日、朝鮮側代表の金弘集との間で、日本への謝罪、遭難者への賠償金支拂いなどを規定した漢城條約を締結・調印した。しかし、日清兩軍の衝突によって生じた問題は先送りされたため、善後策をめぐる日清交渉が必要となる。交渉方針をめぐる日清兩國內には主和論と主戦論が對抗したが、外交當局の主流は日清提携論を大義名分に掲げつつ交渉による平和的解決を志向した。⁽⁸⁹⁾

その間、黎庶昌は生母の病死によって八四年十月五日附で憂死され、後任の徐承祖も同年十一月二十七日に着任したが、なお暫く日本に留まって甲申政變の善後處理に奔走する。黎庶昌が井上外務卿と面談して日本側の意圖を探ったのは、井上が朝鮮へ乗り込む前の八四年十二月十七日のことであるが、李鴻章へは「日本の外務省は井上馨が兵千人を率いて朝鮮へ赴くのは護衛のためで、中國が増兵しなければ日本も増兵しないと云っている」旨打電し、壬午事變の時とは違って日本側の平和的解決の意向を強調したところ、李鴻章もまた黎庶昌の情報に「天津領事の原敬と面談した時の約束と同じ内容であるから、當面は急いで増兵しない方がよいであろう」と總理衙門へ勧告したことに注目したい。⁽⁹¹⁾

井上外務卿が漢城で朝鮮側と談判を重ねつつあった八五年一月六日、黎庶昌は赴任以來親交を深めていた宮島誠一郎と日清關係について次のような筆談を試みている。

宮島 僕は閣下と交わること久しく且つ厚し。將來兩國の政府をして兩人の心の如からしむれば、なんの喜びかこれに過ぎんや。これ心に得べくして口に言うべからざるなり。

黎 この次の朝鮮の事、兩國の兵勇の互闘は均しく意料の及ぶ所にあらず。わが政府も毫も疑忌生衅の意なし。即ち派往せられてこの案を査するの吳公もまた、和衷商辦し迅速に結了せよとの諭旨を奉有せり。但、彼此公を乗りて査辦する能わば、この事憂うるに足らざるに似たり。ただ未だ貴政府の意見如何を知らざるのみ。

宮島 僕未だ明知する能わずと雖も、貴政府已に公を乗りて査辦すれば、わが政府もまた應さに決して私意の事を爲さざるべければ、必ずや憂いと爲すに足らず、如何。

黎 僕は貴國に在ること三年、雅意に效わんと欲す。三國の時の鄧芝は蜀吳二國を合和するも、惜しむらくは僅かに端倪あるのみにして、未だ悉く私願の如くする能わず。この次の朝鮮の事は了結し易きに似たり。關要する所は以後の措置に在るのみ。貴國は本より朝鮮を認むるに獨立を以てし、また海を越えて兵を駐むるも朝人の心服する所に非ず。僕の私意もて以爲えらく、貴國は以後應[★]さに朝事に干わらざるべし、わが國は應さに琉球を解釋〔放棄〕すべし。此の如くすれば則ち三國翕和し、誠に東方萬世の賁られざるの利なり。未だ尊意以て如何と爲すやを知らず。

宮島 誠に然り、朝鮮の事は兩國已に大員を派すれば、想うに應さに公を乗り、互いに結了すべし。……

黎 此れ兩人の私談に過ぎず、幸い外に見わすなければ可なり。⁽⁹²⁾

興亞會同人として心を許し合った宮島との筆談において、黎庶昌は率直に日清關係のあり方について心情を吐露しつつ、遂に清國の琉球放棄と日本の朝鮮不干渉という取引によって琉球問題と朝鮮問題を同時に結着させ、清國・日本・朝鮮三國の和合提携關係を創出する構想を提起したわけであるが、この構想をまだ外へ漏らさないようにと念を押している

のは、清國內でこの構想にどれほどの支持が得られるのか、まだ把握しきれなかったからであろう。しかし、黎庶昌は早速宮島へ提起した構想に着色し、八五年一月二十一日附の書函において琉球・朝鮮問題の新たな解決策を總理衙門へ提案する⁽⁹³⁾。「日清兩國は互いに猜疑を積み重ねて既に久しい。恐らく決裂するとすれば、琉球問題のためではなくて朝鮮問題のためであろう。曖昧な状況のまま放置して災禍を醸すよりは問題を明確に處理して紛争に終止符を打つ方がよい」との觀點から、黎庶昌が提起した選擇肢は次の二案であつた。第一案は、清國は琉球を放棄し日本と明確な協定を締結して、以後日本の朝鮮への干渉を許さず、清國も必ずしも駐兵せず、截然と琉球と朝鮮を區分し、各々相い侵犯しないこと、第二案は、清國から日本へ琉球の返還を迫り、日清兩國が條約を締結して復國した琉球を保護し、明確に朝鮮を共同保護することを認めること、これである。要するに、黎庶昌は宮島へ提示したのと同内容の第一案に、八三年十月時點で提起したのと同内容の第二案を加え、いずれかを選択するよう提案したわけであるが、黎庶昌の本意が第一案にあつたことは宮島との筆談によって窺知されるであろう。いずれにしても琉球問題と朝鮮問題の同時解決を志向していたこと、また當時の國際情勢を「諸葛孔明が已むを得ず吳と和した状況と同じである」と觀測していたことから、黎庶昌はこの時點で日清同盟の方向を展望しつつあつたものと思われる。

甲申政變の善後處理をめぐる談判へ向けて硬軟兩様の交渉方針が交錯・對抗しつつあつた時期に、琉球問題と朝鮮問題の同時解決をめざす新たな解決案を提示した黎庶昌は、まもなく八五年二月二日に清國公使館の同僚や日本の友人たちに別れを告げて東京を出發し上海へ向かつた。⁽⁹⁴⁾それから二か月の間、なお日清間で正式交渉へ向けて接觸が續けられるが、井上外務卿は後任の徐承祖との會談でしきりに日清提攜論を唱えつつ「朝鮮及び琉球の二案件を完全に處理しないならば、兩國は終に誠實に和好することは困難である」⁽⁹⁵⁾と強調したものの、日清兩軍の撤兵以外に具體的な解決案を提示するに至らず、正式の善後交渉は日本側全權の伊藤博文と清國側全權の李鴻章に委ねられた。兩者は八五年四月三日から二週間にわたる厳しい交渉の結果、同年四月十八日、朝鮮から兩國軍隊・軍事教官を引き上げること、朝鮮出兵の際には相

互に通告することなどを規定した天津條約に調印し、ここに天津條約體制が始動することとなる⁽⁹⁶⁾。しかし、正式交渉の場で琉球問題が取り上げられることはなかったから、琉球問題はなお日清關係を左右する懸案事項となり續けるのである。

3 黎庶昌再任後の日清同盟構想

黎庶昌の離任から再赴任までの約三年間、日清關係は八六年八月の長崎事件を除けばほぼ平穩であったものの、日本側の提議によって八六年から始まった日清修好條規の改定交渉は、琉球問題の同時解決を意圖する清國側の思惑で引き延ばされ且つ難航を極めた⁽⁹⁸⁾。黎庶昌が再赴任した頃（八八年初頭）、中斷していた條約改正交渉は北京において再開されたものの、日本側の改正要求項目はほとんど拒否され、日本側全權の鹽田三郎は大隈外務大臣の指令により、八八年九月十四日遂に總理衙門へ交渉中止を申し入れるに至る⁽⁹⁹⁾。八箇月後、鹽田は公使在任のまま北京で客死したが、訃報に接した黎庶昌は哀悼の意を表するため八九年六月三日に日本外務省を訪問した。

この時、大隈外務大臣と日清關係について懇談する機會を得た黎庶昌は、大隈がしきりに日清提攜論を主張したことを外交辭令と受けとめつつも、「目今の大局は亦た此より出でざるに似たり」と大隈の日清提攜論に共鳴している⁽¹⁰⁰⁾。また、鹽田の後任として大鳥圭介がまもなく清國へ赴任するという情報を得た黎庶昌は、同年八月十九日、大鳥をある閑靜な僻處へ招いて率直な意見交換を行ったが、この時の懇談のテーマは條約改正問題（領事裁判權問題）、琉球問題、アヘン問題、朝鮮問題であった。その内、琉球問題について、黎庶昌はまだ決着していないとの立場を堅持しつつ「清國は必ずしも琉球問題のために日本と戦端を開くつもりはないけれども、閣下が北京へ到着すれば必ずこの問題を解説し明確にすべきで、そうしてこそうまくいきます。これは兩國の交誼が厚くなるか薄くなるかの根本問題です」と強調し、大鳥が朝鮮問題に關してロシアの脅威を吹聴したのに對しては「ロシアは朝鮮の一島を占據しようと欲しているという最近の新聞紙の議論の如きは、率ね皆不確かな情報です」と受け流し、最後に「日本が琉球を復舊させ、清國が日本に朝鮮の共同保護を

約束すれば、ロシアを拒み、アジアと親しみ、東方は皆落ち着いた気分になれる」との「局外者」の見解を披露したところ、大鳥はただ大笑するだけであつたといふ⁽¹⁰¹⁾。

大隈や大鳥がロシアの脅威を強調して清國を日清提携の方向へ向かわせようとしていたのに對して、琉球問題をどのように處理するかが日清兩國の「交誼の厚薄」を左右する根本問題であると認識していた黎庶昌は、内外情勢を慎重に見極めつつ、從來提起してきた解決案を練り直して新たな選擇肢を構想するに至る。九〇年六月九日附の總理衙門あての書函において、黎庶昌は「もし琉球の社稷を存續させようと欲すれば、早い内に日本と争うべきで、もし琉球を棄てて鄰國の日本と親睦を深めたいのであれば、また議論して終局させなければならぬけれども、一度琉球問題が提起されるや、必ず多方面に難題が生じてお互いに排斥し合うことになるだろう」と指摘し、内外情勢から判斷すれば、清國は琉球復國のために日本と開戦するか、琉球放棄によって日清提携關係を再構築するか、いずれかの選擇を迫られているという認識を前提として次の三つの選擇肢を提示している。

「一つは、へ琉球は日本に屬し、以後清國は琉球に干渉せず、日本もまた再び朝鮮に干渉せず」と言明すること、これは簡單明瞭にして單刀直入の解決案である。一つは、日本が琉球を回復することを條件として、清國は朝鮮の共同保護を日本に明許すること、これは實際に日本の欲しているところで、わが清國もまたへ半服半反して急いで自主を圖らんとするの朝鮮への危機を推して遠ざけることができ、利害の相い半ばする解決策である。一つは、琉球王の子息の一人を清國へ歸屬させ、王爵を世襲させて終身秩祿を與え、琉球人の救國請願に應える責任を果たすこと、これは調停によって妥協する解決案である⁽¹⁰²⁾と。

要するに、第一案は清國の琉球放棄・日本の朝鮮不干渉案、第二案は琉球復舊・朝鮮共同保護案、第三案は琉球王族の清國歸屬・王爵世襲案である。第一案と第二案はすでに八五年初頭の時点で總理衙門へ提起された解決案の焼き直しであり、第三案は分島均霑條約の琉球二分割案を暗黙の前提としていてと考えてよいであろう。黎庶昌は最後に「自他の力關

係を慎重に熟考して検討すれば、以上の三策を舍いて他に善全の策はない」と強調しているけれども、三つの選擇肢の優先順位について直接言及しているわけではない。とはいえ、琉球復國のための日清開戦が琉球放棄による日清提携かという選擇肢と重ねて見れば、黎庶昌の意向が奈邊にあったかはほぼ推測し得るであらう。

駐日公使としての任期満了を目前にした九一年一月一日、黎庶昌は前後六年間の日本滞在の経験を總括しつつ、日清關係の過去・現在・將來について論じた長文の上奏文を提出したが、その結論部分において、次のように提案している。

——「日本はいま清國との善鄰關係を築きたいという切實な態度を示していることから、情勢と利害を説いて誘導し、共に聯絡を取り合い、條約改正交渉の際に琉球問題を相互に説明して結着させ、別に新たな〈親密往來互助の約〉を定めるべきであると思う。そうすればドイツ・オーストリア・ベルギー三國の關係のように、緩急の事態に備えることができ、もし將來西洋列強が東方を挑發して戦端を開いても、肘腋のような近いところで別の問題が生じる事態も避けられるであらう。萬國公法や條約は原々當てにならないとはいえ、すでに明文の記録がある以上、清國にとっては日本を羈縻する手段となり、日本にとっては第三國人（ロシア）の介入を防ぐ手段となり、表向き朝鮮のためになるわけではなくても、朝鮮も實際には陰にその庇護を受けることになるから、その利益たるや琉球を論争することよりも十倍の利益となるように思われる⁽¹⁰⁾」と。

黎庶昌の長文の上奏の核心は琉球放棄を前提とした新たな日清同盟條約締結の提案に外ならない。黎庶昌は遂に琉球を放棄することなしには日清提携は不可能という結論に達したのである。黎庶昌の結論は、日本國內の日清提携論者が廢琉置縣前後から提唱してきた興亞論の中心命題の一つであったことに注目すべきであらう。

おわりに

一八八〇年代から九〇年代の初頭にかけて、琉球問題と朝鮮問題は日清關係の方向を左右する二大懸案であった。この

時期、黎庶昌は前後二回六年間駐日公使を勤め、二大懸案をめぐる對日交渉に盡力するなかで、機會あることに懸案解決のための論策を提示した。六年間にわたる黎庶昌の對日外交論策の推移を要約すれば、次の通りである。

①黎庶昌赴任前後、八一年後半から八二年前半にかけて、李鴻章は日本側から提起された尙氏の清國轉籍という條件で分島均霑條約を基本的に受け入れる意向であったものの、總理衙門は琉球全面復舊論を堅持すべしと主張して對立していた時、赴任後もない黎庶昌は分島均霑條約を受け入れるという前提に立ちながら、首里城を南島〔宮古・八重山〕に追加して琉球へ返還し王國を再建する案を提示した。しかし、日本側が受け入れず、李鴻章も積極的に支持しなかったことから、黎庶昌案は検討の対象から外されるに至る。

②壬午軍亂の勃發から濟物浦條約締結までの間、黎庶昌は清國當局へ即時朝鮮出兵、軍亂鎮壓を要請し、日本外務省へは清韓宗屬關係、朝鮮屬國論を主張して對決姿勢を示すとともに、參贊官姚文棟の朝鮮策を踏まえて朝鮮直轄論Ⅱ併合論を總理衙門へ提案し、國權主義的外交を志向している。

③濟物浦條約締結の後、黎庶昌の對日不信心は弱まり、八二年後半から八三年前半にかけて展開された清國內の琉球問題・朝鮮問題をめぐる東征是非論争に對しては、李鴻章らの對日開戦反對派を支持、主戦派を批判する論陣を張り、他方で松方參議との間で尙氏世襲縣令（冊封進貢繼續）案をまとめて提案したが、李鴻章は積極的に受けとめたものの、總理衙門の拒否に遭って再び葬られるに至る。

④清佛戰爭の激化を背景に、明治政府内の井上毅や田邊太一らは日清米による朝鮮の共同保護・中立國化案を構想し、或は尙氏沖繩島司案を検討して琉球・朝鮮問題の同時決着を圖り、日清提携の外交方略を模索したが、黎庶昌は井上・田邊らの構想を積極的に受けとめ、八三年の後半に琉球復國を條件とした朝鮮共同保護案を總理衙門へ提案している。

⑤八三年後半から八四年前半にかけて激化した清佛戰爭をめぐる、清國內で勢いを増した日佛同盟形成への危惧、對佛・對日開戦論に對して黎庶昌は同調せず、中外協調體制の維持、國內改革を主張した。しかし、八四年八月の馬尾敗戦

の後、日佛同盟が取り沙汰されると、一時越南の「力争」を唱え對日警戒心を強めたものの、甲申政變後の宮島との筆談において、清國の琉球放棄と日本の朝鮮不干渉を交換條件として琉球・朝鮮問題を同時決着させる案を提示し、總理衙門に對しては宮島へ提示した案とともに、琉球と朝鮮を日清の共同保護國とする案を加え、いずれかを選択するよう要請している。

⑥再任後の黎庶昌はさらに日清提攜志向を強め、日本國內の日清提攜論に共鳴しつつ、九〇年六月に再び琉球放棄・朝鮮不干渉案を含む三策を總理衙門へ提案し、任期最後の九一年一月一日の上奏において、遂に琉球放棄を前提とした日清同盟條約の締結を提案するに至った。黎庶昌のこの提案は、すでに八四年の時點で榎本公使から米公使のヨングを通じて清國側へ提起されていたわけであるから、黎庶昌は六年後に日本側の提案を全面的に受け入れたことになる。

琉球復國のための對日開戦か琉球放棄による日清同盟かという選擇肢を提示して、後者を選択した黎庶昌は確かに日清關係の新たな方向を明示したわけであるが、清國內で支持を得るに至らず、その提案は歴史の底流に沈められてしまう。

では、なぜ黎庶昌の提案が採用されるに至らなかったのか、という問題⁽¹⁰⁴⁾を考えるための一つの手がかりとして、最後に參贊官の姚文棟の對日批判を取りあげよう。

姚文棟は黎庶昌とともに日本國內の日清提攜論者と詩文を通じて深く交流し、日本人の間では親日派⁽¹⁰⁵⁾日清提攜論者とみなされていたが、同國人向けの論著においては嚴しい日本批判を繰り返していた。⁽¹⁰⁶⁾「胡虎臣兵部に與うるの書」によれば、元代にフビライが日本遠征して失敗したこと、最近の臺灣事件で清國が賠償金を支拂ったこと、この二つのことを擧げて日本人は「自ら誇輝し、頗る中國を凌藐するの心あり」と憤りつつ、さらに「文棟、舊日には論を持して以爲えらく、我は日本と宜しく譽を開きて鷸蚌の憂いを致すべからず、と。東來の後、乃ち用兵の一説もまた見なしとなさず」と斷じ、日本經略・直轄支配を「策の上なる者」と提唱している。訪日前にはロシアへの對抗上日清提攜を主張していた姚文棟が、來日以後對日對決論者へ轉身したのは、明治政府の對清外交への不信感に加えて、日本人の清國侮蔑に對する憤

りが一つの契機となっていたわけである。「倭の興亞を問うに答う」⁽¹⁰⁷⁾において、姚文棟は日清の「一氣聯絡、戮力同心」に賛意を表しつつも、他方で「アジアの連合は日本にとってもっとも切實な要請であるはずなのに、日本はどうして成行きに任せているのだろうか。琉球問題が解決しなければ日清兩國の陰嫌は釋かれず、朝鮮もまた日本を疑わないわけにはいかない。どうして眞の和睦を得ることができようか」と痛烈に批判している。日清提攜論に共鳴しながらも、日本國內の興亞會メンバーなどが唱える興亞論・日清提攜論を心底から信用しきれなかった清國の知識人は、姚文棟の他にも少なくなかったことに注目すべきであらう。

註

- (1) 趙爾巽等撰『清史稿』卷四百四十六、列傳二百三十三(中華書局版、一二四八頁以下)。なお、蔡冠洛編著『清代七百名名傳』下冊、一八一〇頁以下参照。
- (2) なお黎庶昌の生涯を詳細にフォローし、その學問・思想の概要を紹介したものに黃萬機氏の『黎庶昌評傳』(貴州人民出版社、一九八九年)がある。黃氏は黎庶昌を變法圖強派、聯日抗露派とみなし、李鴻章の對日讓歩・琉球放棄の外交方針に不満を抱いた愛國的外交官として描き出している。
- (3) この間、黎庶昌は日清外交の舞臺で重要な役割を果たしただけでなく、學者・文人として日中文化交流史の上でも顯著な足跡を残していること、周知の通りである(松浦玲『明治の海舟とアジア』、實藤惠秀『明治日支文化交渉』、同『近代日中交渉史話』、佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』等参照)。
- (4) 故宮博物院明清檔案部・福建師範大學歷史系合編『清季中外使領年表』二八頁。
- (5) 清國側が調印を回避したのは主として琉球人の分割反對請願を考慮したためであることについては、拙稿『洋務派外交と亡命琉球人Ⅰ・Ⅱ』(『琉球大學教育學部紀要』第三六・三七集、一九九〇年)及び『李鴻章と向徳宏(幸地朝常)』(『琉中歴史關係論文集』、一九八九年)参照。
- (6) 『光緒朝中日交渉史料』上冊(文海出版社)卷二、三七～三八頁(以下、『中日交渉』上と略稱)。
- (7) 『中日交渉』上、卷二、三九～四〇頁。朱壽朋編・張靜虛等校點『光緒朝東華錄』一、一一八七頁(以下『東華錄』と略稱)。
- (8) 『劉坤一遺集』書牘、卷八、二二頁。吳汝綸編『李文忠公(鴻章)全集』六、朋僚函稿、卷二〇、一二～一三頁(以下、『李全集』朋僚のように略稱)。
- (9) 『中日交渉』上、卷二、三七頁、四一頁。

- (10) 波多野承五郎稿「琉球談判ノ結局」(明治十四年二月二十四日『郵便報知新聞』)。
- (11) 廣部精稿「日清關係論第一」(明治十四年三月七日『興亞會報告』第十五集等參照)。
- (12) 中央研究院近代史研究所所藏『清季外交檔・各國交涉雜項(琉球檔)』の何如璋書函。薛福成「答某觀察書」(『庸齋全集外編』卷三、二八〇二九頁)等參照。
- (13) 國立國會圖書館憲政資料室所藏『三條家文書』(明治期書類の部、外交關係、四十三)。「井上毅傳」史料篇四、五八頁以下。
- (14) 『井上毅傳』史料篇四、四八〇四九頁、五九頁。「伊藤博文關係文書」一、一六四頁。同三、一〇〇頁(以下『伊藤文書』と略稱)。
- (15) 『明治天皇紀』第五、三八六〇三八七頁。なお、『井上世外公傳』四二八頁參照。
- (16) 『沖繩縣史』⑮、三二五頁。
- (17) 『三條家文書』三十九、「伊藤文書」一、一六四頁參照。
- (18) 『明治天皇紀』第五、三八七頁。
- (19) 八一年十月九日附ヘンネッシー書函(『三條家文書』四十二)。
- (20) 八一年十月十五日附ヘンネッシー書函(『三條家文書』四十二)。
- (21) なお、この時期に清國政府内では日本へ二百萬ポンドの償金を交拂つて琉球を買い取り復國させる案が検討され、李鴻章は賛成したが左宗棠が反對し、恭親王は兩者の間で躊躇し

- たものの遂に不可としたという情報が、八二年十一月一日附のビットマンから井上外務卿あてに機密信で傳えられている(『ジョン・ビットマン氏來蘭譯』、『三條家文書』)。
- (22) 『黎庶昌評傳』九〇〇九四頁參照。
- (23) 竹添進一郎より井上外務卿あての明治十四年十二月四日附「特別機密信第三十五號」(『三條家文書』四十三)。
- (24) なお、この時の會談を踏まえて、竹添は黎庶昌の人物評を試み、許景澄の輕薄に較べれば沈着ではあるが何如璋ほどの忍耐はなさそうであると觀測しつつ「聊カ西洋之事情ヲ見聞致し候事故、支那流之世論ヲ主張スルノ今日ニ迂濶ナル丈ケハ知悉致したるにて可有之、左候へは字内之大勢、亞細亞之政略上より御說破ニ相成候へ、隨分迷惑可致」とコメントしている(註(23)に同じ)。
- (25) 『清季中日韓關係史料』第二卷、五四四〇五四七頁(以下『中日韓』二のように略稱)。
- (26) 『中日韓』二、五四三頁。
- (27) 『黎庶昌評傳』九五〇九六頁。「明治天皇紀」第五、六三四〇六四五頁。
- (28) 『琉球所屬問題關係資料』八卷、一〇五七〇一〇八二頁(以下、『琉球所屬問題』と略稱)。
- (29) 『沖繩縣史』⑮、三三四頁、「伊藤文書」一、一六八頁。
- (30) 『李全集』譯署、卷一三、一頁。
- (31) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四頁以下。
- (32) 『李全集』譯署、卷一三、一頁。
- (33) 竹添はこの時期の李鴻章の眞意について、かつて分島均密

條約の調印反對を覆奏しながら、今更同様の二分割案を自ら提案するのは體面に關わるので、日本側の「辨駁」を傳えて「總署ヨリ何トカ申來」たるのを待っているのではないかと憶測している（『琉球所屬問題』八卷、一一四〇頁）。

(34) 『李全集』譯署、卷一三、一九頁。

(35) この頃、黎庶昌は在京の琉球人馬兼才（與那原親方）らに對して、「日本人、中山（琉球）を將て改めて沖繩縣と作してより業に已に多年なり。若し仍お全境もて歸還せしめんと欲すれば、以て願いの如くし難し。南島を分かつたざるの外、稍益すに中島の南に近きの地を以てすれば、以て將に就ちに立國すべきや否や」と打診し、琉球全面返還は無理だから二分割案プラスアルファでなんとか妥協できないものかと説得している（拙編『琉球救國請願書集成』九〇～九四頁參照）。

(36) 『李全集』譯署、卷一三、一九頁。

(37) 姚文棟『海外奇書室雜著』所收。

(38) 芝原拓自『洋務派の對外政策と日本・列強』（『日本近代化の世界史的位置』、岩波書店、一九八一年）。

(39) 鈴木智夫『洋務派の外交政策』（『洋務運動の研究』、汲古書院、一九九二年）。

(40) 『中日韓』二、六〇一頁。

(41) 『伊藤文書』三、一一二頁。

(42) 田保橋潔『壬午政變の研究』（『青丘學叢』第二十一號）參照。

(43) 『中日韓』二、七三四～七三五頁。

(44) 『中日韓』二、七四九頁、七五一頁、七七三頁、七八四

頁、七九七頁。

(45) 丁鳳麟等編『薛福成選集』（一九八七年、上海出版社）一七六～一八〇頁。

(46) 彭澤周『壬午事變と日清兩國の對策』（『明治初期日清韓關係の研究』、昭和四四年、塙書房）。

(47) 『中日韓』三、八一～八二頁。

(48) 『中日韓』三、八三六～八三八頁。

(49) 『中日韓』三、八三六頁。

(50) 實藤惠秀『明治日支文化交渉』（昭和一八年、光風館）。黎庶昌『拙尊園叢稿』（文海出版社）等參照。

(51) 『中日韓』三、八九八～八九九頁。

(52) 佐藤三郎『興亞會に關する一考察』（『山形大學紀要』四、一九五一年）。黒木彬文『興亞會の成立』（『政治研究』三〇、一九五一年）。黒木彬文『興亞會の成立』（『政治研究』三〇、一九五一年）。黒木彬文『興亞會の成立』（『政治研究』三〇、一九五一年）。黒木彬文『興亞會の成立』（『政治研究』三〇、一九五一年）。黒木彬文『興亞會の成立』（『政治研究』三〇、一九五一年）。

九州大學、一九八三年）など參照。

(53) 『中日韓』三、九四五頁。なお、日清間の不信感が解消へ向いつつある旨報告している黎庶昌のこの書函に、日本人スパイの曾根俊虎らが密かに吉林に潜入し吳長慶軍の虛實を窺探している旨の姚文棟簡略が添附されていることに留意すべきであろう。

(54) 『中日韓』三、一〇二頁。なお、井上外務卿によれば「黎庶昌當一月（八三年一月）比、常ニ文字上ノ往來致候某學士ノ紹介ニ因テ、遂ニ松方參議ニ取り入り云々」という（『沖繩縣史』⑮、三六一頁）。ここに言う「某學士」とは宮島誠一郎のことであろう（松浦・前掲書參照）。

(55) 『中日韓』三、一〇二～一〇三頁。なお、黎庶昌・松

方會談について總理衙門へ報告した書函において、黎庶昌は條約改正問題と琉球問題のリンク、臺灣への海軍の増派を要請していることに注目すべきであろう。

- (56) 顧廷龍等編『李鴻章全集』（一九八五年、上海人民出版社）電稿一、一六〇—一七一頁。

- (57) 『李全集』譯署、卷一三、五九〇—六〇〇頁。

- (58) 『李鴻章全集』電稿一、一七一頁。

- (59) 高橋秀直「壬午事變後の朝鮮問題」（『史林』第七二卷第五號）、同「一八八〇年代の朝鮮問題と國際政治——日清戰爭への道をめぐって——」（『史林』第七二卷第六號）等参照。

- (60) 『井上毅傳』史料篇第四、六五八頁、六五九—六六〇頁。

- (61) 『井上毅傳』史料篇第四、六九〇—七一頁、六一四頁。

- (62) 拙稿「清國（洋務派）の對日外交と琉球問題——分島・均霽條約の調印回避以後——」（『琉球大學教育學部紀要』第四五集）参照。

- (63) 『中日韓』三、一〇五八—一〇六〇頁。

- (64) 『中日韓』三、一〇八四頁、一〇九七頁。『李鴻章全集』電稿一、一六頁。なお、黎庶昌の警告は李鴻章や總理衙門に尙氏世襲縣令（冊封進貢繼續）案を受け入れさせるための壓力であったとも考えられる。

- (65) 『沖繩縣史』⑮、三五九—三六〇頁。

- (66) 坂野正高『近代中國政治外交史』（東大出版會、一九七三年）三五三頁。

- (67) 『井上毅傳』史料篇第一、三五五頁。

- (68) 『井上毅傳』史料篇第四、六一七—六一八頁。

- (69) 『井上毅傳』史料篇第四、六一九頁。なお、この時期に天津の竹添領事も尙泰復封案を提起し、これによって「内は以て恩を尙氏に施し、外は以て怨みを鄰國に釋く」ことができると主張していたが、井上外務卿は竹添の尙泰復封案を拒否し、「東洋全局の保全という觀點から論ずれば日清提攜は必要であるが、國家の面目を虧損してまでも平和を維持するわけにはいかない」と強調している（『沖繩縣史』⑮、三六〇—三六二頁）。要するに、井上毅や井上馨らの日清協調論は明治國家の戰略目標（國權確立、不平等條約の改正）を達成するための當面の戰術（手段）に過ぎず、對等平等の立場に立脚した長期的戰略目標となり得るものではなかったことに注目すべきであろう。

- (70) 『中日韓』三、一二〇〇—一二〇三頁。

- (71) 『中日韓』三、一一九〇—一二〇〇頁。

- (72) 『李鴻章全集』電稿一、二三三頁。

- (73) 『中日交渉』上、卷五、一四頁。

- (74) 『李鴻章全集』電稿一、二三三頁。

- (75) 『中法越南交渉檔』二、九四六頁。

- (76) 『沖繩縣史』⑮、三六四頁。

- (77) 『中法越南交渉檔』二、九八九頁。

- (78) 『中法越南交渉檔』三、一五七一—一五七三頁。

- (79) 郭廷以『近代中國史綱』（中文大學出版社、一九七九年）二五二—二五五頁。壯練「中國近代史上的關鍵人物」上（中華書局、一九八八年）二七四頁。

(80) 八四年五月二十二日附の彭玉麟上奏(『彭剛直公奏稿』卷五、一二～一五頁)、八四年六月二十四日附の劉銘傳上奏(『劉壯肅公奏議』卷二、一一～二〇)。

(81) 黎庶昌は自らの主張を「敬しんで管見を陳ぶるの摺」にまとめ、總理衙門を経由して上奏しようとしたが、「料らずも、此の摺、京に到るや、適々越事中變するに値り、總署その情事合わず、且つ忌諱に涉る處あるを以て、竟に寝めて奏せず」という(『拙尊園叢稿』卷五、一一～七頁)。

(82) 田中正俊「清佛戦争と日本人の中國觀」(『思想』五二二號、一九六七年)、伊東昭雄「清佛戦争と東アジア・試論——日本人の反應について」(『横濱市立大學論叢』三七卷二・三號、一九八六年)等参照。

(83) 伊藤博文編『秘書類纂』外交篇上、六二七頁。

(84) 『秘書類纂』外交篇下、三六二～三六四頁。

(85) 『李全集』電稿三、四四頁。

(86) 清佛が全面戦争に突入しつづつあった八四年後半の時期、明治政府の内外に對清外交方略を對歐米外交との關連で見直す必要性が強調されはじめていた。たとえば、花房義質は佛に臺灣を占領させるか、清國を助けて臺灣を佛へ割譲させないようにするか、兩方とも不可ならば日本自ら臺灣を占領せざるを得ないが、その場合には今後の外交方略を豫め次の選擇肢の内いずれかに決定しておかなければならないとして、①歐洲人がアジアに益々跋扈しようとしている時、アジア東邊の一國(日本)だけでこれを制壓できるか、②アジアのなかで最開明の日本がアジアの蕃地開拓、蕃民教導の事業を歐洲

人と協力して行うことができるかという二つの選擇肢を提起している(『秘書類纂』外交篇中、一八三～一八六頁)。ここでは、すでに日清提攜・アジア連合の選擇肢が脱落していることに注目すべきであろう。

(87) 『沖繩縣史』⑩、三六五～三六六頁。

(88) 田保橋深「近代日鮮關係史の研究」上の第十八章参照。崔碩完「日本政府の對朝鮮政策と甲申政變」(『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年)、同「甲申政變期の井上角五郎——日本の甲申政變企圖説の再検討——」(『日本歴史』五三三號)。

(89) 高橋秀直「一八八〇年代の朝鮮問題と國際政治——日清戦争への道をめぐって——」(『史料』第七一卷第六號)参照。

(90) 『清季中外使領年表』二八頁。黃萬機・前掲書参照。

(91) 『中日韓』三、一五五八頁。『中日韓』四、一六〇三頁。

(92) 『秘書類纂』外交篇下、三五五～三五八頁。

(93) 『中日韓』四、一六〇三～一六〇四頁。

(94) 黃萬機・前掲書一二三頁。

(95) 『中日韓』四、一六四四～一六四八頁。

(96) 大澤博明「天津條約體制の形成と崩壊、一八八五—一九四

(一)」「『社會科學研究』四三卷三號、一九九二」参照。

(97) 安岡昭男「明治十九年長崎清國水兵爭鬭事件」(『法政大學文學部紀要』三六號、一九九一年)参照。

(98) 津田多賀子「日清條約改正の斷念と日清戦争」(『歴史學研究』六五二號)、拙稿「清國(洋務派)の對日外交と琉球問題——分島・均霽條約の調印回避以後——」(『琉球大學教育

學部紀要』四五集）参照。

(99) 『日本外交文書』二二卷、一〇七頁。

(100) 『中日韓』五、二五九一頁。

(101) 『中日韓』五、二六四一～二六四六頁。

(102) 『清季外交檔・各國交涉雜項（琉球檔）』所收。なお、朝鮮の「半服半反」についての指摘は、ロシアへの接近を圖ろうとする朝鮮の動向や在日朝鮮官吏の清國への警戒心・猜疑心を踏まえていると思われる。八九年十二月十日附の總理衙門あての黎庶昌書函では、朝鮮官吏の金嘉鎮が「袁世凱は朝鮮國王を廢するの意あり」と懸念していると報告している（『中日韓』五、二六八七～二六八八頁）。

(103) 『中日交渉』上、卷一二、一～二頁。

(104) この問題との関連で注目すべきは、清國外交當局及び士大夫層の傳統的國際秩序意識、琉球人の琉球救國運動、日清兩國の經濟的競合・對立などであろう（波多野善大「李鴻章——一八八〇年代における對日政策について——」『歴史學研究』二五三號参照）。

(105) 實藤惠秀「姚文棟ものがたり」『明治日支文化交渉』一一三～一四九頁参照。

(106) (107) 『讀海外奇書室雜著』所收。

(108) 香港の循環日報を主催した王韜などもその一人である（『張園文錄外編』参照）。

LI SHUCHANG'S 黎庶昌 DEVELOPMENT OF DIPLOMATIC POLICIES TOWARD JAPAN IN RELATION TO THE RYUKYUAN AND KOREAN PROBLEMS

NISHIZATO Kiko

In the 1880's, the problems of Korea and the Ryukyu Islands were the two most significant unsolved issues existing between Japan and China. In this paper, I examine Li Shuchang's development of diplomatic policies toward Japan in relation to the domestic and foreign affairs of both countries in this era.

At the time when Li Shuchang arrived in Tokyo, relations between Japan and China had become strained over the issue of efforts to address this by securing the necessary conditions for the restoration of the Ryukyu Kingdom. Li offered various proposals in light of the evolving international circumstances, particularly those closely related to Korea. The main contents of his proposals were as follows:

1) In August 1882, a month after the Imo Incident 壬午事變, Li Shuchang proposed the annexation of Korea to China.

2) In the latter half of 1883, in consideration of the escalation of the Chinese-French War, Li Shuchang proposed the co-protection of Korea by China, Japan, and the United States in return for the restoration of the Ryukyu Kingdom.

3) At the beginning of 1885, soon after the Kapsin Coup d'Etat 甲申政變, Li proposed the abandonment of Chinese claims to the Ryukyu Islands in exchange for Japanese nonintervention in Korea.

4) In 1890, Li again presented his proposals of 1885 for the establishment of friendly relations between China and Japan to the Zongli Yaman 總理衙門. Finally, in January 1891, Li submitted the conclusion of the new China-Japan treaty of alliance in exchange for the unconditional surrender of the Ryukyu Islands to Japan.

Thus, Li Shuchang's diplomatic policies toward Japan changed from a position advocating the restoration of the Ryukyu Kingdom to a position

advocating the surrender of the Ryukyu Islands, and from a proposal for the annexation of Korea to China to a proposal for the co-protection of Korea by China and Japan. Despite this evolution of policies, however, Li Shuchang's adviser, Yao Wendong 姚文棟, continued to insist on the restoration of the Ryukyu Kingdom.

**THE DISPOSAL OF PUBLIC LAND IN FENGtian 奉天
AFTER THE 1911 REVOLUTION**
—The Case of Zhaoling Yaochai Guandiandi 昭陵窖柴官甸地—

ENATSU Yoshiki

Much of Fengtian was classified as public land during the Qing period, and private civilians were prohibited from owing it. At the end of the Qing period, the Fengtian provincial government made a full-scale land survey and sold vast areas of public land to private civilians. The task of the disposal of public land was taken over by the Fengtian provincial government during the Republic, and was later carried out by the government of Zhang Zuolin 張作霖. A vast area of public land was controlled by a considerable number of Han Bannerman (Hanjun Qiren 漢軍旗人), who functioned as pseudo-landlords in the Qing period. When the public land was disposed of, these Han Bannermen were usually given first priority to purchase the land they had managed.

This study examines the case of the Zhang family, the hereditary commanders of the Han Border Yellow Bannermen guards (Hanjun Xianghuang Qiren 漢軍鑲黃旗人). The Zhang family had extensive landholdings in the Fushun 撫順, Hailong 海龍, and Xifeng 西豐 areas during the Republican period. A large part of the land had originally been considered part of the Manchu's spiritual homeland, and had been appended to the Qing Emperors' tombs (Sanling 三陵), which sons of the Zhang family had managed for generations. It is highly probable that by taking advantage of their status as powerful officials of the Sanling, members of the Zhang family were able to purchase or simply to occupy much of the